

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月20日

岩手県医療局長 小原 重幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 県立病院等（両磐・気仙地区）建築物定期点検業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 150日間
- (4) 履行場所 岩手県立磐井病院ほか
- (5) 入札方法

(1)の業務名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務の入札に参加することができる。

なお、(6)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県県土整備部建設技術振興課で作成した令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿のうち、建築関係建設コンサルタント業務において登録を受けていること。
- (3) 入札日現在で、県南広域振興局、沿岸広域振興局のいずれかの所管区域に本店を有していること。
- (4) 本業務に次に掲げるいずれかの資格を有する者を2名以上配置できること。ただし、
 - ①又は②の資格を有する者を1名以上配置すること。
 - ① 一級建築士

- ② 二級建築士
 - ③ 特定建築物調査員
 - ④ 建築設備検査員
 - ⑤ 防火設備検査員
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び岩手県総務部の庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号
岩手県医療局経営管理課 電話：019-629-6308 F A X：019-629-6319
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間
令和7年6月20日（金）から令和7年6月30日（月）の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (3) ホームページアドレス
<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/oshirase/index.html>
岩手県トップページ＞（県の機関）医療局＞お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和7年6月30日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない（郵送可）。
- また、入札日の前日までの間において、岩手県医療局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和7年6月30日(月)午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和7年7月3日(木)午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和7年7月8日(火)午前10時30分 岩手県盛岡地区合同庁舎5階医療局会議室
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

7 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) その他 詳細については、入札説明書による。